

建設部

議案第 77 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 12 号）

のうち、建設部の所管する部分について

それでは、議案第 77 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、建設部の所管する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の令和 7 年 2 月大津市予算関係議案に係る補正予算説明書の 46 ページ及び 47 ページをお開き願います。

36 ページから記載がございます、2 の歳入のうち、建設部の所管に属する部分につきましては、お開きいただいている 46 ページからでございます。

上から 2 段目、款 13 交通安全対策特別交付金、項 1 交通安全対策特別交付金、目 1 交通安全対策特別交付金、節 1 交通安全対策特別交付金につきましては、本市が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるものであり、確定見込みにより補正するものです。

次に、50 ページ及び 51 ページをお願いいたします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 6 土木使用料の補正額 5,367 千円の増額のうち、節 2 道路河川使用料 2,208 千円の増額

は、説明欄にあります、道路占用使用料や法定外道路等占用使用料等を中心とした、本市が保有する道水路等に係る占用使用料の確定見込みにより補正するものです。

次に、節 4 都市計画使用料 2,369 千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは、同節の説明欄の上から 2 行目の駐車場使用料 990 千円の減額及び 4 行目の自転車駐車場使用料 4,471 千円を増額するものです。それぞれ今年度における利用者数の動向を見定め、使用料収入の確定見込みに伴い補正するものです。

次に、54 ページ及び 55 ページをお願いいたします。

項 2 手数料、54 ページ上段の目 6 土木手数料 3,417 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、節 2 道路河川手数料 116 千円の減額であり、説明欄にあります土木証明等手数料として、官民境界確定に伴う証明手数料等の確定見込みにより補正するものです。

次に、62 ページ及び 63 ページをお願いいたします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 土木費国庫補助金の補正額 45,192 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、節 2 道路河川費国庫補助金及び節 3 都市計画費国庫補助金の一部です。

節 2 道路河川費国庫補助金の説明欄 1 行目の防災・安全交付金 27,760 千円の増額は、市道幹 1009 号線道路改良事業において、国

の補正予算による追加交付に伴い増額補正する一方で、道路舗装長寿命化修繕計画関連や通学路等の交通安全施設整備関連について、国の交付決定等に応じた所要の調整を実施するものです。その下の、社会資本整備総合交付金 7,725 千円の減額は、新名神高速道路整備と連携し推進している市道幹 2028 号線道路改良事業費について、道路更新防災等対策事業費補助金 15,455 千円の減額は、計画的な点検、補修等に取り組む市道橋の改修事業について、それぞれ国の交付決定に応じた減額補正をするものです。

次に、節 3 都市計画費国庫補助金の説明欄にあります防災・安全交付金のうち、建設部が所管する 65 千円の減額は、都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）等の都市計画道路整備推進費における事業費の確定見込みにより補正するものです。

次に、72 ページ及び 73 ページをお願いいたします。

款 17 県支出金、項 2 県補助金、72 ページ上段の目 7 土木費県補助金 4,175 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、節 1 道路河川費県補助金であり、説明欄 1 行目の地籍調査事業費補助金、2 行目の急傾斜地崩壊対策費補助金、3 行目の滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金は、それぞれ事業費の確定見込みにより所要の補正をするものです。

次に、76 ページ及び 77 ページをお願いいたします。

ページ上段、款 18 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入の補正額 57,656 千円の増額のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄 3 行目の建設部不動産売払収入であり、法定外道路及び普通河川等の払下げに伴う収入の確定見込みにより補正するものです。

次に、同ページ下段、款 19 寄附金、項 1 寄附金、目 5 土木費寄附金、節 1 公共交通活性化寄附金については、バス停にベンチを設置するための寄附金の受納により補正するものです。

次に、86 ページ及び 87 ページをお願いいたします。

款 22 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入、節 7 土木費雑入の補正額 4,201 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、説明欄 1 行目の公共交通維持費負担金であり、確定見込みにより補正するものです。

以上が歳入の説明です。

次に、92 ページから記載がございます、3 の歳出のうち、建設部の所管に属する部分につきましては、お開きいただいている 92 ページからでございます。

ページ下段、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の補

正額 236,074 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、次の 93 ページ、説明欄 5 公共施設マネジメント推進費 4,006 千円の減額であり、公共施設の法定点検業務及び公共施設包括管理業務に係る経費について精算するものです。

次に、ページが大きく飛びまして 146 ページ及び 147 ページをお願いいたします。

ページ下段、款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費の補正額 197 千円の減額は、土木積算設計の際に行う調査費や公共基準点の成果の管理経費等を中心とした事業費の精算によるものです。

目 2 建築管理費の補正額 771 千円の減額は、施設所管課の依頼による建築営繕業務に要する経費を中心とした精算です。

次に、148 ページ及び 149 ページをお願いいたします。

ページ上段、目 4 広域事業調整費の補正額 575 千円の減額は、新名神高速道路や大戸川ダム等の整備促進に係る要望活動等の事業費の精算によるものです。

次に、ページ下段、項 2 道路河川費、目 1 道路河川総務費の補正額 4,746 千円の減額のうち、説明欄 1 の道路河川関係事務費は、道路の改良整備や河川整備の推進に伴う事務経費の精算に伴うものであり、説明欄 2 の土地地籍調査費は、萱野浦地区における地籍調査

事業の精算等を中心に、それぞれ補正するものです。

次に、150 ページ及び 151 ページをお願いいたします。

目 2 道路橋りょう管理費の補正額 7,282 千円の増額は、今年度の路面凍結防止等の雪寒対策に必要な資材の調達費用及び散布等に要する業務委託経費を追加する一方で、他の市道管理に要する経費等について不用額の精算を行うものです。

次に、その下の目 3 交通安全対策費の補正額 3,890 千円の減額は、交通安全施設の整備等を推進する経費のほか、路線バスの運行補助やノンステップバス導入促進補助などの事業費の精査を行うものです。

次に、その下の目 4 道路維持費の補正額 103,562 千円の減額は、年間の市道の維持管理費等について、市道橋の点検及び補修設計費を中心に、国庫補助金に係る国の交付決定に応じた事業費の精算及び事業の進捗状況に照らした事業費の精査を行うものです。

次に、152 ページ及び 153 ページをお願いいたします。

目 5 道路新設改良費の補正額 61,263 千円の減額のうち、説明欄 1 の県営工事負担金は、滋賀県が施行する道路事業等における所要額の見込みの追加に伴い増額し、県議会への上程と歩調を合わせ措置しようとするものであり、2（補助）道路新設改良費では、琵琶湖

大橋西詰め交差点の交通渋滞緩和や北部地域の連絡強化を図るべく推進しております市道幹 1009 号線の道路改良事業について、国の補正予算を活用し事業の前倒しを実施するため所要の経費等を増額補正するものです。また、3（単独）道路新設改良費では、地域からご要望いただいている市道路線の改良整備の推進に要する測量設計費及び工事費等について、事業の進捗状況に照らし精算するものです。

次に、その下の目 7 河川費は、河川改良整備に係る入札残や現場踏査による事業費の精査により減額補正するものです。

次に、その下の目 8 急傾斜地崩壊対策費の補正額 11,141 千円の減額のうち、説明欄 1 の急傾斜地崩壊対策費では、事業計画の見直し等による事業費の減額に伴い精算するものであり、説明欄 2 の県営工事負担金では、滋賀県が施行する急傾斜地崩壊対策事業における所要額の変動に伴い減額を行うものです。

次に、154 ページ及び 155 ページをお願いいたします。

ページ上段、項 3 港湾費、目 1 港湾管理費の補正額 4,544 千円の減額は、施設管理経費の精算に伴うものです。

次に、ページ下段、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費の補正額 34,477 千円の減額のうち、建設部の所管に属するものは、説明

欄 1 都市計画企画調整費の 148 千円の減額であり、国道等の整備促進協議会や期成同盟会等の活動に係る経費の精算をするものです。

次に、その下の目 2 街路費の補正額 22,466 千円の増額のうち、建設部の所管に属するものとして、説明欄 1 の街路整備推進費では、街路整備事業に伴う事務費の不用額について精算するものです。また、説明欄 2 の（補助）都市計画道路整備推進費では、各都市計画道路の整備推進にあたり、それぞれの路線の事業進捗に合わせて事業費の増減を調整する一方で、説明欄 3 の（単独）都市計画道路整備推進費では、事業用地の適切な管理を行うための除草等に要する委託業務費を中心に事業費の精算をするものです。

次に、156 ページ及び 157 ページをお願いいたします。

目 4 自転車駐車場管理運営費の補正額 2,252 千円の減額のうち、説明欄 1 の交通安全対策推進費では、放置自転車対策事業の精算に伴う減額を、説明欄 2 の自転車駐車場管理運営費では、委託料等の事業費の精算を中心に減額補正を行うものです。

次に、その下の目 5 自動車駐車場管理運営費の補正額 1,955 千円の減額は、各管理施設の管理経費の不用額について精算を行うものです。

以上が歳出の説明です。

恐れ入りますが、予算関係議案の6ページまでお戻り願います。

次に、予算書のうち、第2表の繰越明許費補正について説明いたします。

建設部の所管に属する項目は、1追加の中ほどにあります、款8土木費のうち、項2道路河川費からでございます。

項2道路河川費のうち、交通安全施設整備事業は、国の重点的な交付金措置を活用した通学路等における交通安全施設の整備事業の充実を図っていくことについて、関係機関との調整を要することに鑑み、年度内での補助事業の完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするものです。

次に、道路維持修繕事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修等について、事業費の繰越をするものです。堂村橋や西尾橋の補修工事をはじめ、事業の推進にあたり関係機関との調整を要すること、また、年度内での補助事業の完了が見込めないことから、所要の事業費の繰越をするものです。

次に、道路新設改良事業は、市道幹2028号線、市道幹1009号線及び地域からご要望いただいている市道路線の改良整備について、事業費の繰越をするものです。幹2028号線は、西日本高速道路株式会社への道路改良工事委託について、年度内での完了が見込めな

いことから、所要の事業費を繰越するものです。幹 1009 号線は、橋梁上部工の工事に先立ち滋賀県道路公社により実施された橋梁下部工事及び河川護岸工事に不測の日数を要した影響により、今年度内での工事の完了が見込めないことに加え、国の補正予算を活用した令和 7 年度事業の前倒し予算を計上することに伴い、所要の経費について繰越明許費の設定をお願いするものです。また、地域からご要望いただいている市道路線の改良整備については、各路線の工程調整や関係機関との調整に時間を要したことから、所要の事業費を繰り越すものです。

次に、河川改修事業は、関津地先で計画的に進めている嶽川のほか、3 河川の改修工事や設計委託について、事業費の繰越をするものです。当該河川改修事業では、事前の地権者等の調査に時間を要したことや雨季を避けての工期設定に伴い、年度内の完了は困難であることから、関連する事業費について繰越をするものです。

次に、項 4 都市計画費のうち、1 つめにあります、都市計画道路整備事業は、3 路線について関連事業費を繰り越そうとするものです。

都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線（北国町工区）は、電線共同溝の整備事業において、関係機関との調整に不測の日数を要し

たことから、電気通信事業者に工事委託している引込連系管路設置工事及び本市施工の道路改良工事の着手が遅れ、年度内の工事完了は困難な見通しであるため、所要額の 138,699 千円について、事業費の繰越をするものです。

次に、都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線は、事業用地の確保に係る事業費であり、地権者との調整等に時間を要し、公有財産購入費をはじめ用地関連経費の年度内での支出完了が困難であることから、所要の事業費 33,595 千円について、事業費の繰越をするものです。

また、都市計画道路 3・5・101 号本堅田衣川線についても、事業用地の確保に係る事業費であり、地権者との調整等に時間を要し、建物調査等業務委託料をはじめ用地関連経費の年度内での支出完了が困難であることから、所要の事業費 5,300 千円について、事業費の繰越をするものです。

以上が繰越明許費についての説明です。

これをもちまして、議案第 77 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 12 号）のうち、建設部の所管に属する部分につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。